

独立行政法人改革等に関する分科会第2WG
第7回議事録

内閣官房行政改革推進本部事務局

○座長 それでは「独立行政法人改革等に関する分科会第2ワーキンググループ」を始めさせていただきます。

皆様におかれましては、お忙しい中御出席頂いて、誠にありがとうございます。

まず、お手元に配付している資料の確認をさせていただきます。事務局からお願いいたします。

○事務局 本日のヒアリング資料でございますが、経産省所管の産業技術総合研究所、経済産業研究所、情報処理推進機構でございます。それから、文部科学省所管の教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所、国立美術館、国立文化財機構の資料がございます。御確認をお願いいたします。

○座長 ありがとうございます。

それでは、各法人のヒアリングに入ります。本日は経済産業省所管の3法人、文部科学省所管の4法人からヒアリングを行います。

まず初めに、経済産業省所管の産業技術総合研究所、経済産業研究所、情報処理推進機構からヒアリングを行いたいと思います。所管府省、法人の方に御入室頂きます。しばらくお待ちください。

(経済産業省、産業技術総合研究所、経済産業研究所、情報処理推進機構入室)

○座長 本日は御多用中のところ、経済産業省ほか皆様においで頂き、ありがとうございます。

冒頭5分以内で主務省から御説明を頂いた後、15分程度の質疑をさせて頂くこととしております。5分という非常に短い時間でございますので、特に説明が必要な事項に限定して御説明頂ければ結構でございますので、よろしくお願いいたします。

○経済産業省 経済産業省でございます。

それでは、お手元の資料に基づきまして、御説明を申し上げます。

1枚おめくりを頂きたいと思います。経済産業研究所それからIPA、産総研、この3法人統合についての考え方について申し述べます。この3つは、全く異なる機能、業務、性格を有しております。細かくは、各担当からもお話をいたします。これまで、それぞれの強みと特性を生かして、実績を挙げてきたわけでございます。我々といたしましては、引き続き、統合するのではなく独立した組織として、より一層の成果を出すことに注力をさせるべきだと考えております。

そもそも、我々、経済産業省の担当しております独法については、次のような考え方から編成をしております。真ん中の四角の中にありますように、1つは機能であります。政策の企画立案をするのが役所の部局、その政策の実施をするのが独法ということで、指揮命令・政策単位、これが内外局ごとに完結をしている、こういう形になっております。

また、有効性でございますが、そもそも組織体として一体的かつ機動的な経営判断、業務遂行ができること。既に相互にシナジーのある法人などは集約をさせていただきます。

それから専門性でございます。こういった独法には、ユーザーの皆さんがおられるわけ

ですが、このユーザーの方々が、専門的かつ効率的なサービスを受けられるようにという
ことで、専門分野単位で整備をする、こういうことでございます。

例えば、経済産業研究所は、いわゆる政策に関する研究、提言をやっております。外部
の多様な研究者をネットワーク型で集めて、貿易投資であるとか、国際マクロ経済である
とか、地域経済、技術イノベーション等々についての政策のあり方や効果を研究している
わけでございます。

また、IPAはよくプレスなどで出ますように、ウイルスが出たなどというときに、情報
セキュリティをどう担保するのか、現状どうなっているのか、こういったことを極めて短
期間のうちに、問題解決を図るための対策を実施しております。

また、産総研は、これまでも御説明しておりますけれども、日本最大の、いわゆる理工
系の研究機関でございまして、2,300人のプロパー研究者を擁しております。ここにござい
ますような、いわゆるハイテクの研究をやっておるわけでございます、そもそも法人の
目的や位置づけ、機能が全く異なっているということでございます。

1枚おめくり頂きます、産総研について御説明申し上げます。産総研は、2001年に独
立行政法人化により、旧工業技術院のもとにございました16の研究所が1つに統合したも
のでございます。下のほうに、その統合された16の研究所がございまして。このように、い
ろいろな分野ごとの研究所、それから地域の拠点、こういうものを統合したわけござい
ます。現在も、研究部門やユニットという形で柔軟に、研究テーマごとに組織改廃をして、
研究を進めております。特許を9,000件持っております、これは国内の研究機関では最多、
それから論文の被引用、裁定者のランキングも非常に高くなっております。

最近の話題ですと、右側でございますように、オープンイノベーションという形で、企
業や大学や国の研究機関が強みを持ち合って研究を行うという活動が非常に活発になっ
ております。産総研だけではなく、文科省所掌の研究所、物質・材料研究機構、高エネ研、
それから筑波大学などと、エレクトロニクス、材料、バイオ、機械などの融合分野の研究
をやっております。黄緑色のところにありますように、学生も含めて、たくさんの外部の
研究者、企業、大学等入って研究をしておるといところでございます。

以上です。

○経済産業省 続きます、IPAでございますけれども、機能、役割等については、前日も
御説明していますので、省略をさせていただきます、3ページ目でございます。どのような
連携強化をしているかということでございますけれども、一番上でございますように、今
年の6月10日と書いてありますが、情報セキュリティ政策会議というのは、官房長官及び
関係大臣が参加している情報セキュリティ政策を議論する政府の会議でございますけれ
ども、そこで戦略というのが出ておまして、その中で政府全体の推進体制については、こ
こに書いてございますように、最初の○にありますような、内閣官房にあります情報セキ
ュリティセンター（NISC）が我が国の司令塔として、機能強化を図っていく。次の○で
ございまして、その中で政府機関及び独立行政法人等の関連専門機関についても、各

種機能の有機的な連携によって対応を強化するということとした上で、次の○でございますけれども、NISCについては、2015年度には組織の改組などもするということが書いてございます。

こういったことも踏まえまして、IPAでございますけれども、ここにありますようにNISCの下に、かなり広いいろいろなセキュリティ対応の分野がございます。個別のウイルスなども含めた対策実施、これは左側でございます経産省プラスIPAが中心でございますけれども、それ以外に、犯罪防止ですと警察庁、国家防衛は防衛省、それから情報通信網に関する総務省、それから外交的な対応が外務省、それから研究開発のところということでございますので、こういうところについて、IPAとしては専門機関としての知見がかなりございますので、全体のコーディネーションやベースをつくれるような協力をしていこうということでございまして、①に書いてございますけれども、各省、警察庁や総務省やセキュリティソフトメーカーなどからも出てくる情報を、全体として取りまとめをさせて頂きまして、1つのまとまったポータルサイトからまとめて発信をします。セキュリティ情報のワンストップサービスの提供ということをIPAでやらせて頂いております。

それから、②でございますけれども、IT製品の政府調達においては、そこにセキュリティ上問題があるものが調達されますと非常に大きな問題になりますので、これはIPAが、「IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト検討委員会」という委員会をIPAに設置をさせて頂きまして、NISC及び警察庁、総務省等々の役所に、これはどちらかというと調達ユーザー官庁になるわけですが、そういう方々に入ってもらった上で、そこで議論をした上で、1つのいろいろなセキュリティ要件の案をつくと。これをNISCが最終的に、下の○でございますけれども、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準というものの中に盛り込むという形で、政府の横連携のもとでこういうものを作っていくというような協力、貢献をさせて頂いております。

それから③でございますけれども、研究機関との連携については、1つの例としまして、ここにCRYPTRECというのがございますが、これは政府が使う暗号についても、安全性の高いものでなければいけないということでございまして、NICTと連携をいたしまして、NICTの方が技術のレベルの評価を行うということ、それからIPAの方は、それを実際に現場で使う際に、どのような使い方をすると情報漏えいなどがしないかという現場レベルのガイドラインの策定などという形で連携、協力をさせて頂いているということでございます。

以上でございます。

○経済産業省 それでは、RIETIについてでございます。

RIETIの果たしている機能ですけれども、左側の図にありますように、政策当局が行う経済政策、産業政策、それから知財、中小企業まで含めまして、幅広い分野にわたって政策立案に対しまして、分析と提言を行っております。政策実施機関のところにありますように、例えば産総研とかIPAも含めまして、そうした政策当局が行う企画立案に基づく政策を実施する機関ということでありまして、従って、政策研究機関から見ますと、途中にこの

政策立案、企画立案というものはさみまして、2段階、別の次元にございます。ということで、いずれにしても、このように研究という、文字の上では同じ言葉を使うものがあったとしても、政策研究機関と政策実施機関というのは、かなり次元が異なる分野だと認識をしております。

それから、前回御指摘がありました、独法がとにかくパフォーマンスを上げるにはどうしたらいいかというスタンスにつきましては、私たちが全く同じ思いでございます。このページの右側にありますように、RIETIにつきましては、先日御説明しましたように、とにかくこれまで築き上げてきたネットワーク型、この研究体制をさらに活性化するという観点から、例えば、経済社会総合研究所とか、あるいは財総研、あるいは海外の研究機関、こういったところとの共同研究とか、シンポジウムの共催、さらには外部諮問機関、委員会の機能強化によって、政策への貢献度が高いものへのプロジェクトの重点化とか、あるいはプロジェクト管理の厳格化といったことを通じまして、パフォーマンスの向上と、そして経営効率の向上、これを同時に実現して参りたいと思っております。

以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。委員の皆様、御質問、また御意見等お願いいたします。

○委員 再度の御説明でございましたが、3法人は、全く異なる機能、業務、性格の法人であるということで、前回もそのようなお話であったと思いますが、改めて確認ですが、平成24年の閣議決定のときに、そういうものであっても統合するという話に一旦なっていたのは事実でございまして、ここで今になって、これは全く機能、業務、性格が違うから、それぞれ絶対に統合できないと、国民に対して、なぜかということ、具体的な根拠をきちんと説明する必要があると思うのです。機能、業務、性格が違うとおっしゃるのは、それは以前からそうだったのだから、けれども、統合出来るとしたものが、今回出来なくなるということになるのであれば、それはメリット、デメリットを比較してという話になると思います。

それから、法人の統合を行わなくとも、それぞれでパフォーマンスやサービスの質の向上がきちんと実現出来るということであれば、その具体的な取組を国民に対してきちんと示して、その結果、統合しないということを明確にする必要があると思います。余り時間はないのですが、24年の話を見直す場合、国民へのメッセージとしては、ただ機能、業務、性格が違うというのだけではやや物足りないという感じがあるのですが、いかがでしょうか。

○事務局 ちょっと補足してよろしいですか。あれは民主党、こちらは自民党とかという議論だと、やはり国民の目から見たときに、一旦決定されたものなのではないかと。それを今回やらないのは後退なのではないかと思われてしまうのです。

なので、前はどのような効能を期待して統合を決定したのか。そして、今回どうしてそ

れが覆ったのか。例えば、事情が変わりましたというのもあるし、あるいは、こういうのを期待したのですけれども、むしろ検討してみたらデメリットの方が大きかったのですとかいう、これまでの経緯を踏まえた一貫性ある説明をして頂かないと。元々違うのですと胸を張られても、それは国民への説明としては不十分ではないかと、そういうことを指摘させて頂きたいと思っております。

○経済産業省 1点、事情の変化ということでお話をさせて頂くと、現在の行革で研究開発法人のあり方を検討頂いていると思うのです。我々の立場でいくと、産総研とNEDOに当たりますし、文科省も、あるいは各省、研究開発を行う法人をたくさん抱えておられる。この3法人の中で、産総研だけは研究開発法人でございます。あとIPAはセキュリティの関係の専門的な組織、RIETIは政策の分析機関ということでもありますから、研究開発法人の一角である産総研と他の2つを合わせるということについては、やはりこれは昨年度から比べてみても、もともとこの3法人は違っていたのですけれども、なおさら少し位置づけが違う要素が出てきているのではないかと考えております。

○経済産業省 先ほど御指摘頂きましたポイントでございますけれども、IPAにつきましては、2つのポイントを御説明させて頂きたいと思えます。

1つは、政策的な観点でございます、例えば情報セキュリティにつきましては、平成24年に内閣府が行った調査ですと、例えば犯罪に関する不安を感じる場所はどこかという質問に対して、1番目が繁華街、2番目が路上となっているのですけれども、3番目にインターネット空間、4番目が公園、5番目が駐車場、6番目が駅というのが出てくるわけでございます。平成16年から平成24年にかけて、約2点数倍にこの不安を感じる場所だという意味では、インターネット空間が一番拡大をしているということでございまして、そういった状況、それから国際的なハッキングの攻撃、ここ1年ぐらいでも日本に対するIT攻撃は、約2倍、1万数千件から2万数千件に拡大しているわけでございます。

そういう状況も踏まえて、ここにありますようなサイバーセキュリティ戦略ということで、政府の方向としても、機能強化を含めて、これは司令塔の機能強化でございますけれども、関係機関の連携強化などをして、しっかり対応を組み直していこうということになっているということだろうと思えます。

その中で、そのIPAについて言うと、ここに出ておりますけれども、特定の研究開発機関とくっついたり連携をするというよりは、まさにこういう関係するセキュリティ系のいろいろな役所や機関との連携等を強化して、国民に対するサービスを強化していく必要があるのではないかと、私どもは考えております。

それからもう一点、具体的なポイントとして、2年前に1回そういう閣議決定しているということはおっしゃるとおりでございます、これは事情として申し上げれば、実際にその後検討を具体的にするプロセスにおいては、1つは、やや性格の違う大きな組織なり、全く異なる組織とくっついた場合に、産業界から情報提供を受けるわけですけれども、基本的に情報を出したがるらないという、産業界から情報を得る上では、機密保持の厳格な前

提とか、それから、このもらった情報は、ウイルス対策なりセキュリティ対策にのみ使って、それを情報を出した方々に対して、そのメリットとして返していくという考え方のもとで、出したがらない情報を出して頂いているという信頼関係も含めた、また契約関係も含めた状況にあるということをいろいろ調べた上で、改めて我々としても認識したということでございます。それを踏まえて、今回、御説明しているような形で、メリットもあり得ると思いますけれども、情報収集や情報共有が非常に難しいという観点からは、デメリットのほうが大きいのではないかという考え方のもとで、このような御説明をさせて頂いているということでございます。

○経済産業省 RIETIでございますけれども、昨年の閣議決定のときに、研究業務面でのシナジー効果があるのではないかとか、あるいは予算体制面で削減効果があるのではないかとか、確かを一応思い描きながらやらせて頂きましたけれども、その後、実際に閣議決定をした後、各独法の担当で膝詰めで、では、実際にどういう具体的なシナジー効果があるのか。どこどこがシナジーがあるのかということを決めますと、例えば研究業務面でいきましたも、例えばRIETIがイノベーション政策について、いろいろな政策研究を行っております。

海外の研究機関と、それから日本の企業をどういうふうに連携をしていくのかといったときに、日本の公的な研究機関を今後介在しながら連携をしていくということがあり得るのではないかなという、いろいろな実証とか、事例に基づいてやっていますけれども、そういう研究をするに当たって、産総研が行う研究開発プロジェクトもあれば、あるいは1つの事例として取り上げられるといったことはありますけれども、ただ実際、政策提言の結果として、具体的に産総研が行うような現場での研究活動に直接変更を加えるとかいったものとは明らかに違って、要するに、まだ政策立案過程で、どういうふうに産総研を使っていくのかといったことを介在をしながら、実際に現場ではフィードバックされていくということでございます。

従って、ある意味では、これは先日申し上げたように、政策研究の1つの対象として、客体の1つとして、事例としては産総研が出てくるというのもありますけれども、それぐらいのシナジー効果は確かにあるのだと。ただ、それは統合というデメリットが大きいものをやらなくても、例えば共同研究を行うとか、あるいは産総研からいろいろな事例について、RIETIの研究のところに出してもらおうといったことで、十分にシナジー効果が発揮できるということがわかったわけでございます。

逆に、今度統合するといったことのデメリットにつきましては、やはり今申しましたように、中立的な政策研究とかいったこと、あるいはそもそもこれだけの政策研究ネットワークを内外に確立しているといったものが、他の法人と統合することによって毀損されるのではないかと声が多うございまして、前回の資料の一番最後のところに、研究者とかユーザーの評価といったところもつけさせて頂いておりますけれども、ある意味では小さいかもしれないけれども、せつかくここできらりと光る、まさに内外の施策、

研究ネットワークを構築している、これをわざわざ他のところと一緒にして、毀損するというのは、全体としてはやはりパフォーマンスが落ちるのではないかといった危惧の声が想定されております。そういったことを踏まえまして、今回もう一回ゼロベースで見直すのだといったことであれば、我々としてはやはり今までの強みというものを生かしながら、単独で政策研究機関としてやらせて頂こうと思っている次第でございます。

○座長 ありがとうございます。

今の御説明を聞かれた上で、先生方、何か御質問等追加的にございませんでしょうか。御確認でも結構でございます。

はい、お願いします。

○委員 今の御説明を聞いていて、なるほどと思うところと、であればなおさら、閣議決定までいったのは全く不毛だったのかという感想を持たざるを得なくて、余りにも性急にことを決めてしまったというのは反省しているという、多分そういう絵柄になるのかなと思うのですが、本当にそんな性急に決めてしまったのかというのがよくわからない。それともう一つ、仮に実質的な法人の統合ではなくても、業務を集約していくという形であるとか、業務自体を連携していくという形で、いろいろ機能統合的なことは図られると思っていて、実際、今日頂いた資料でも、IPAが、独法も含めていろいろな他の団体と一緒に連携しているということはあったのですけれども、RIETIと産総研は余りそういうことは熱心にやられてはいないということなのではないでしょうか。

○経済産業省 我々としても、まさにいろいろな相乗効果を出すために、他の政策研究機関とか、あるいは他のいろいろな機関と連携をするということで、相乗効果を発揮するといったことは、これまでもやっております、例えば産総研とは、昨年度もオープンラボといった形で共同研究を行ったりとか、あるいはIPAともやらせて頂いております。今後もそういった、それぞれの強みを生かしながら、同時に、例えば一緒の共同シンポジウムを開いて、そこで結集するとかいった形でパフォーマンスを上げていくというのが、まさにこれからの政策研究機関としての今後の方向性だと思っておりますので、ある意味では、我々としての、今ネットワーク型の研究体制、これはさらに強化するというところでございますので、そうした方向で連携はどんどん進めていきたいと思っております。

○座長 よろしいですか。

○経済産業省 産総研に関してでございます。この資料の2ページに右側にございますように、いわゆる他の研究機関、これは実は国内の例が書いてあるわけでございますけれども、この他にも外国の大学や外国の研究機関、例えばブラウンホーファーであるとか、マックス・プランクであるとか、そういったところとの連携は進んでおりますし、例えばRIETIとの間でも、先ほど話をしましたように、イノベーション政策の中で、この公的研究機関が持つ役割は何かとか、そういった議論、あるいはこれは実際にRIETIで研究して頂いた中の一部なのですが、新しい技術の発明者、それから発案者、それからそれを実用化した人、どのくらい同じでどのくらい違うのか、こういった研究のときに、題材の一部をデータと

して提供する、こういったことで政策をどうやっていくかのヒントをRIETIの方で考えていた、こういう連携は非常にいいことなので、やっていこうと思います。

○座長 ありがとうございます。

事務局、何か。

○委員 よろしいですか。

○座長 はい。

○委員 この3法人の連携は、それぞれできるところはできるだけ連携をして頂くということになるかと思うのですが、前回IPAと省を超えた統合、総務省の情報通信研究機構との問題ですが、こちらはセキュリティということで違うから、情報を共有することができないというような御説明があったかと思うのですが、その情報をただお互いに出すということ以外にも連携できる点は当然あると思うのです。セキュリティ対策の現状というところで、今、いろいろな部署と連携をしていく。これはまさに、より実を上げることができているはずなのですが、情報という点で考えると、総務省の情報通信研究機構と、直ちに統合ができなくとも、一層連携していくことはあり得ると思うのですが、そのあたりはいかがでしょう。

○経済産業省 御指摘のポイントでございますけれども、こういうNICTとか、産総研と一層連携していくというのは、おっしゃるとおり必要性もあると思いますし、先ほど私が御説明した3ページ目の③のところでも、1つの例でございますけれども、暗号のような分野では、それぞれの強みを合わせて連携をさせて頂いているということでございます。

ただ、あわせて、要するにここで書いてありますように情報セキュリティ全体でいくと、犯罪防止とか国家防衛、情報と外交とか、いわゆるインテリジェンス、セキュリティ系の役所や機関もかなりございますので、そういうところとも連携をして、その情報もIPAがいかに民間にうまく橋渡ししていくかということで、こういうところとの連携、それからもちろん研究開発の関係とも連携ということで、出来るだけの範囲でやらせて頂こうと思っております。

例えば、IPAでもここにありますように、技術的なこととかをやっておられるとお考えのところもあるかと思っておりますけれども、組織における内部不正防止ガイドラインという、一言でいうと、社内に悪い人とか、お金をもらっている人がいて、社内の情報を外に出してしまうというようなケースもあるわけございまして、そういうものに対するガイドラインみたいなものも作っておりますが、これはどちらかというところ、研究開発というよりは、セキュリティ、インテリジェンスということでございますので、そういう意味では、犯罪防止系とか、外交、国家防衛系の人たちとも合わせて、ぜひ今まで以上に連携をしていく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○座長 ありがとうございます。よろしいですか、事務局も。

○事務局 ただいまの御議論を踏まえまして、3法人統合が出来ないということについて、

今日いろいろ口頭で御説明頂いたこともきちんと紙に落として、速やかに御提出を頂ければと思います。

それから、IPAとNICTとの連携についても、具体的にどういうことを進めていくのかということ、これは産総研も含めてなのかもしれませんが、紙に落として速やかに御提出頂ければと思いますので、よろしくお願いします。

○座長 今お聞きした前回の閣議決定からの事情の変化という部分で言えば、研発法人の制度的な建付けの議論が今進行しているということ。この辺は確かに前回から変わっている部分の事情の変化であろうと。また、IPAに関しましても、このサイバーセキュリティ戦略の明確化の中で、どのように動いていかれるかということで、前回以上に、逆に言えば、これはただNICT等とさらなる連携で、サイバーセキュリティの中でいえば、より連携強化をお願いしたい部分にはなるのではないかと思うのです。

あとはデメリット的に、情報の収集、共有化が、実際産業界等を含めて難しいという御説明を得たということ、RIETIの場合には、前回とそれほどの事情の変化ではないのですが、個別により具体化してみると、むしろデメリットのほうが多いという御説明で、これは具体的なスタディをした結果、そういうお話だったというのが今回の御説明ですが、さらにこれを事務局からお願いしたように、わかりやすい形で事情の変化を含め、御説明頂ければということで、そういう意味では、追加的な資料としてお願いをするということです。

本日は、ヒアリング、長時間にわたりお付き合い頂いてありがとうございました。

それではこれもちまして、産業技術総合研究所、経済産業研究所、情報処理推進機構のヒアリングを終わりたいと思います。また、追加的に資料をお願いしていますので、よろしくお願いします。どうもありがとうございます。では御退室、結構でございます。

(経済産業省、産業技術総合研究所、経済産業研究所、情報処理推進機構退室)

○座長 続きまして、文部科学省所管の教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所からヒアリングを行いたいと思います。府省、法人の方に入室頂きますので、しばらくお待ちください。

(文部科学省、教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所入室)

○座長 本日は御多用中のところ、文部科学省ほか皆様、おいで頂きありがとうございます。

冒頭5分以内で主務省から御説明を頂いた後、15分程度、質疑応答をさせていただきます。時間も限られておりますので、特に説明が必要な部分を重点的に御説明頂ければ結構でございます。よろしくお願いします。

○文部科学省 それでは、配布資料「国立特別支援教育総合研究所及び教育研修センターについて」に基づいて、私から御説明申し上げます。

1 ページを開いて頂いて、縦長で色がついているところをお開きください。この2つの機関につきましては、ここに書いてありますとおり、特別支援教育総合研究所については、

まさに特別支援教育、この分野での専門家である研究職員が、国の政策課題に対応した研究活動を行っている研究所でございます。他方、教員研修センターは、今日的な課題、いじめ、不登校、道徳教育など、こういう課題について、一般の教員や管理職、校長、教頭などに対する研修の活動を行っている研修センターということでございまして、このようにミッションが全く違うということでございます。

また、それぞれ特別支援教育、それから教員研修という専門性の分野でも異なっているということ、それから所在地が特別支援教育は横須賀市、研修センターはつくば市と、全く離れていると。これらを総合的に勘案いたしまして、ミッションが違う、あるいは所在地が違う、専門性が違う、これらの機関については、そういう相違がございまして、統合について、文部科学省としては反対であるということ、まず最初に申し上げたいと思います。また、仮に統合したとする場合に、それぞれの専門性という観点での低下が懸念されますし、さらに特別支援教育については、研究機能が著しく低下するおそれがございます。特に、特別支援教育については、障害者の関係団体から、この2機関を統合することについて、極めて強い反対意見が出ているという点は、ぜひとも御承知おき頂ければと思う次第でございます。

また、横須賀市にある特別支援教育総合研究所につきましては、隣接しているところに久里浜特別支援学校がございまして、そこと連携して研究活動を実施しているということでございますので、今後さらにこの特別支援学校と研究所がいろいろな形で連携することについては考えていきたいと思っております。

また、教員研修センターについて行う研修の中で、特別支援教育研究所で行う研究成果に基づいた特別支援教育関係の研修を取り組んでいく、こういう形での連携というのは、この2機関について可能ではございますが、そもそも特別支援教育総合研究所で行っている研修については、極めて専門性が高い、専門家養成の研修ということでございますので、同じ研修といっても両者全く性格が違うという点について、御認識を頂ければと思います。

教育研修センターについては、つくばにありますので、例えば筑波大学とか、筑波地区とのいろいろな連携について、今後考えていきたいと思っている次第でございます。

なお、教員研修センターについて、国に移管してはどうかという御意見もあるようでございますが、これは国の定員の増加など、行革推進の観点から課題があると考えておりまして、極めて慎重な検討が必要であると文部科学省としては考えている次第でございます。

私の説明は、以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入らせて頂きます。各委員の先生方から質問、または御意見等ございませんでしょうか。

○委員 今、統合した場合の問題点ということで、ペーパー頂きましたが、基本的に、前回申し上げたのも、国立特別支援教育総合研究所が教員研修センターと統合することにより、その研究機能が低下するおそれがあるというような形での統合というのは考えていな

いので、むしろ教員研修センターについて、どうしても箱物を持って研修するというスタイルを維持すべきかどうかというところに大きな問題があると思います。

ですから、これを統合するにしても、メインと言いますか、特別支援教育の研究機能が低下することはないような形での統合を考えていたので、教員研修センターの方は、つくばに箱物を持って、あり続けるということ自身が果たしてどうかということもあるので、そのあたりを含めて統合してはどうかというお話をさせて頂いたと思うのです。場所が離れているということはあるのですが、それは特別支援のほうの久里浜が動くということとはちょっと考えられないので、つくばに位置づけられているものを、あるいはそのつくばの場所をやめて集約化するとか、そういうことがあり得るかと考えていたのです。機能低下という危惧については、特別支援教育の研究機能が低下ということはないような形での統合があるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○文部科学省　そこは、私どもの認識としては、この両法人を統合するということが、それぞれの専門性を低下させるということで統合には反対ということで考えております。それで、教員研修センターについて、箱物だから、ここをやめてほかのところでやればいいのかということなのでございますが、現時点でつくばにあります研修施設については、まだまだ使えるということですので、それをなくしてしまうのは、ある意味、もったいないということがある。

それからもう一つ、この研修場所を失ってしまいますと、ではどこで教員研修をやればいいのかということになるわけなのですが、例えば都内にいろいろな研修をできるようなホテルの会場とかたくさんあるようには見えますが、数多い研修の講座数、それから、それぞれに参加する教員の数などを踏まえますと、それぞれについて場所を確保するという手間暇も大変ですし、また、場所を借りるための費用というのは、結果的に高くついてしまうのではないかと懸念も持っておりますので、まず今ある施設の有効活用ということは極めて大事なことだと思っております。

それから、この独立行政法人たる教員研修センターにつきましては、今後、今官邸というか、内閣官房で主導してやっています教育再生実行会議、ここでの議論でも、現在6・3・3・4制の学生改革を始めとして、初等中等教育のシステム改革についても今後いろいろ議論していくと。その中には当然、教員の資質向上策というのも大きな問題として出てくると思われます。教員の資質向上策の検討に当たっては、教員研修というのは極めて大きな柱でございまして、そこでの議論とかをきちんと見極めた上で、この法人の在り方を考えていかないとまずいと思っておりますので、現時点で早急な結論を出すということは、いかがなものかと考えております。

○座長　委員、お願いします。

○委員　前のワーキングでも多分聞いた質問だと思うのですが、仮に統合したシナジーが少ないのではないかと、こういう議論は私もわかるのです。場所も違うし、機能も違うから、一緒にしてシナジーが小さいのではないかと、こういう議論はわかるのですけ

れども、シナジーが小さいまではいいのだけれども、それによって、両方の機能が低下するという議論が理解できなくて、それが何か反対の理由だと今御説明を頂いたのですけれども、それだと、正直一般人として理解が不能な感じがするので、要するに、別々にやっているなら、むしろ実質シナジーもないのだという、ニュートラルなのだという議論ならわかるのですけれども、法人格が一緒になって、研修センターと特別支援総合研究所の機能が維持されれば、多分専門性も維持されるという議論ではないかと思うのですが、そこはどうも文科省の言っている議論が、ちょっと理解できないのですが、そこに焦点を当てた説明をして頂けますか。

○文部科学省 統合によるシナジーが少ないという御指摘は、私どもも感じておまして、この2つの統合の御提案について、我々としても統合した場合のメリットは一体何なのだというのをいろいろ議論しましたが、なかなか見出せないというのが正直なところでございます。その理由は、既に御説明申し上げたところでございます。

それから専門性の低下については、どういう統合をイメージされているかというのがちょっとよくわからないので、なかなか言いにくいところはあるのですけれども、例えば、両方の組織を全体的に一体化してしまっ、どちらかの職員が中心になって残るとか、ちょっとイメージがわかからないので何とも言えないのですけれども、片方が重視されてもう片方が重視されないとか、そういうことになると、専門性は当然落ちると思いますし、今のようにそれぞれが単体でまとまって、小さいながらも特に問題なくきちんとできているということに比べますと、組織を統合するということは、省庁再編などでもわかるのですが、どうしてもごたごたが出てくるというのは間違いございません。そういう意味で、専門性が低下するのではないかという懸念は持っているということでございます。ただ、統合せよと言われていた統合の具体的中身がイメージできないので、何というか、抽象論でお答え申し上げざるを得ないというところは御容赦頂ければと思います。

○座長 こちらは、パフォーマンスを損なわない、むしろよくする形で統合をと言っているわけで、今のお話というのは、むしろごちゃごちゃにしてとかという、そんな議論はもともと全然させて頂いていなくて、それぞれが維持し、かつ御心配であれば、その理事職なり、何なり、それぞれの担当者もきちっと置いて、ただ、法人格として一体運営をという話、さらに進化していく過程で、法人のポリシーとしてさらによくなるのであれば、多少人事的な交流をされるとかということもあり得るかもしれません。ここの御説明でも、研修重視の運営になりとか、それはそうならば当然、片方の専門性が落ちるのは、もともと論理的な帰結ではなくて、前提条件の置き方ですから、我々もその御説明をお聞きしていると、なかなかこちらとしてもそれでデメリットがあるというのは、それは所与の条件が崩れてしまっているわけですから、ちょっと因果関係が難しくなってしまうかなという気がするのですけれども。

○文部科学省 先生、多分それはよって立つところが違うのだと思っています。結局、今の話であれば、それぞれの独立性をある程度担保して、担当理事を置くということであれ

ば、統合はできるのではないかというところから出発していると思いますけれども、そもそもそれは何のために統合するのかという話がありますし、やはり私どもとしてはシナジーが少ないというか、シナジーがほとんどないという感じがしておりますので、そういう観点からすると、結局統合の意味、意義ということ自身が国民に対して説明できないということがございます。そういう観点から、私どもとしてはなかなか難しいと。

それから、仮に今ここで書かせて頂いた機能低下の話にすれば、担当理事を置いても、基本的には役職員、特に役員については、恐らく合理化で減らすということになりますので、そうするとやはり意思決定の問題としては時間がかかる。あるいは、組織を離れていますので、運営の工夫をしてもそこは制約があるということについては、これまでの統合した法人からの経験で出ているところからございまして、そういう観点からするとやはりなかなか受け入れがたいということからでございます。

○座長 今、統合されると、意思決定が今までの法人でみな悪くなるという、その前提から言えば、もちろんどういう法人も統合はしないほうがいいなということは、初めから結論が出ておりますので、あまりディスカッションしにくくはなるのかなという気はするのでございますけれども、一般民間企業でも、統合等される場合には、ここでもお話ししたかもしれませんが、御自身たちがさらに良くなるということで御検討頂くことの方が多いものですから、もともとそれは良くなるという大前提だと、多分よくなるということでは正しいのだろうとは思いますが、ただ、それは所与の条件に組み入れられてしまいますと、何ともお話が進みにくいかな、かみ合わないかなという気はします。

事務局、何かございますか。

○事務局 統合できない理由について、もう少し具体的に、例えば地理的に離れているということと、具体的なシナジーが、我々は、まずは機能がそれぞれ独立して、機能低下しない道がないだろうかということで御提案をしているわけからでございますけれども、それを前提とした上でも、現実の問題としてどういうデメリットがあるのかといったところを、もう少し御説明を頂けないかと思っております。

○文部科学省 組織論で申し上げますと、例えば文部科学省所管の独立行政法人は、文部科学省が1つの組織ですから、いっぱいある独立行政法人を全部1つにまとめると、そういう議論だってあり得るわけです。我々としては、今のこの議論、この特別支援教育の研究所と研修センターについては、シナジー効果がほとんど見出せないという意味においては、組織論として言えば、それは論理的には統合しろという議論はあるかと思っておりますが、我々としてはメリットが見出せないということでお話を申し上げております。いろいろデメリットも申し上げますが、何しろ何で統合するのというところが、例えば文部科学省の教育関係の独法だって、この議論で言えば、全部統合してしまえというような議論が成り立つのではないかと思うほど、我々としては全く関係がない2つの組織を統合しろと言われていたような受けとめ方をしております。

したがって、我々としては統合した場合のデメリットというのは、それぞれが具体

的に今問題なく動いている組織2つが、どういう形の統合かというのはよくわかりませんが、もしやった場合、今のようにきちんとうまく機能するかどうか、極めて懸念を持っているということを始めとして、いろいろ問題がある。例えば、大体従来例で言うと、統合すれば予算も減るし、定員も減るということですので、そういうことがそれぞれ特別支援教育の行政を推進するに当たって、それでよいのか。あるいは教員の資質向上の養成をするに当たってよいのかということから考えますと、行政推進上極めて問題が出てくるということを申し上げているわけなので、結論として言えば、やはり統合は絶対反対であるということでございます。

○事務局 我々は、予算を削れとか、そういうことを前提にしてまず議論したわけではないということは御理解を頂きたいと思います。その上でどういうデメリットがあるのかと、今おっしゃったような、要するに機能がきちんと従前に発揮できなくなる等々ということであることを、できるだけ具体的にお示し頂ければということをお願いをしたわけでございます。

○座長 よろしいですか。今のお話に何か。

○文部科学省 ナショナルセンターと書かせて頂いたところでありますけれども、これは例えば特別支援教育総合研究所であれば、障害者の団体があり、それぞれの障害者関係の学校がありという形で、言ってみればここが1つの殿堂みたいな形で、障害児の関係の研究を進めているという状況でございますので、障害者団体の方々自身もこの問題について懸念を持っておられるのが、むしろナショナルセンターとしての機能あるいはシンボルとしての位置づけ自身が、全く違うミッションを持った組織と一緒にすることによって、それがぼやけてしまうのではないかと、そういう意識もございまして、それは、ある意味においては、有形、無形のインタangibleなものも含めて、やはりそれは機能として低下してしまうのではないかと懸念があると思います。

それからもう一つは、教員研修センターにしても、特別支援教育総合研究所にしても、今は平時ということは、静的な状況ではなくて、これから政策をますます進めていかなければいけないという要請がございまして。特別支援教育について言えば、ここに書かせてございますように、障害者関係の条約がこれから批准し、インクルーシブ教育のシステムを構築していくということで、ますますその点についての研究を進めていくということについては、国会の法律でもありますし、議会の中においてもいろいろ議論が出ているところでございますので、この機能自身をどう高めていくのかということをもますます考えていかなければいけない状況にございます。それは恐らく役所とか、あるいは研究所だけでできる話ではなくて、それぞれの関係する学校とか、あるいは障害者団体の協力とか連携を頂いてこそ進めていくことができますので、そういった点からすると、やはり難しい点があるのではないかなと思っているところでございます。

○座長 わかりました。

○事務局 今回、そういうことで、別に統合して節約しろと言って、節約した部分を政策

実施機能に振り向けたらどうかという議論で、要は、小さい法人だったらその部分が大きくて、結局、独立で法人格を持つというのは、それなりにコストがかかるので、そこを1つにしたらいいのではないかという話です。

それから、別のところでもお話がありました、例えば特別支援教育総合研究所、それこそ研究者が少ないのか何か知りませんが、研究について、十分世の中に浸透していないとか、評価されていないような御議論もあるやに聞いたのですが、そこら辺はいかがなのでしょうか。

それからもう一つ、教員研修センターは土日はやっているのですか。その2点教えて頂ければと思います。

○文部科学省 教員研修センターについて、週末については、研修事業をやっていない実態がございます。この点につきましては、それも含めた稼働率が約50%ということなので、今後、土日についてはきちんと研修事業を実施することによって、稼働率を高めていくという努力は当然考えている次第でございます。

○事務局 私、教育の詳しい方のお話をこの前聞いていたら、要はあまりちゃんとやっていないから、統合しろと言われてしまうのではないかという御議論があって、例えば土日やっていないとか、ちゃんと資源が活用されていないのではないかという御意見があったので、それは総括のほうで少しでもほかの、総務で事務やっている人を減らして研究とかに回せないかという御議論だったと思うのです。

○文部科学省 統合については、双方考えておりませんし、その辺、今まできちんと節約した部分は事業に回すとか、工夫はしてきておりますので、今後ともそういう対応をしていきたいと考えております。

○事務局 稼働率が低いとか、土日やっていないとか、独法のメリットが活かされていないですね。

○文部科学省 ただ、そこは従来教員自体も一般的には土日はそもそも休みなもので、それで研修を実施してこなかったのですが、そこは今後各県ともよく相談をした上で、勤務日の割り振りをし直すとか、いろいろな工夫をすることの中で、トータルとして土日も含めて研修活動をしていくと。これは、教員研修センターの一存で決まる話ではなく、やはり都道府県のそれぞれの所属の教員に来てもらう研修ですから、その辺は各県ともきちんと話をした上でやらなければいけないということなので、その点は今後きちんと対応していくつもりでおります。

○事務局 主務省が政策実施機関である独法に活動させるためなら、主務省が一生懸命やらなければいけないわけですね。

○文部科学省 当然それは主務省は一生懸命やります。しかし、相手もある話なので、きちんと相談をしてやっていきたいと申し上げたところであります。

○事務局 独法ができて何年たっているのですか。

○文部科学省 これは12年です。

○文部科学省 特別支援教育総合研究所は、国際的ネットワークの中で研究していますし、例えば最近でも発達障害の関係の国際シンポジウムをこの機関を中心にしたりとか、あるいは国内あるいは国外の議会関係者の訪問も含めて、あるいは関係者から非常に評価されております。

○事務局 この前、非常に教育に造詣の深いところで、この在り方について御議論があったときに、例えば発達障害の原因について、もうちょっとちゃんとやってほしいというのがあったと、お出になった局長はしっかりと受けとめますとおっしゃっていたと思います。

○国立特別支援教育総合研究所 今、御指摘のありました発達障害につきまして、これは原因を私どもの研究所でやるのかどうか、あくまでも特別支援の教育のほうの研究所なので、実はその原因については、厚生労働省の方でもいろいろと今究明されて、私どもはそれを受けとめて、そういう子供たちにどういう教育を行うべきなのかということで、発達障害についてはかなり取り組んできておりますし、この資料にもございますけれども、そういう発達障害、現在、学校現場には義務教育段階で6.5%いる可能性がある。こういった子供たちに対して、どういう教育を行ったらいいのか、それを具体的にかなり詳細にフォローアップ調査という形で分析なども行っている。

そういう意味で、恐らく障害者団体の方々が懸念されているのは、今やらなければいけないという極めて喫緊の課題である研究に取り組んでいるにもかかわらず、こういったことで迅速性と言いますか、今やらなければいけないことに対して、なかなか取り組めなくなる、そういうのを懸念されて、いろいろ私ども応援して頂いていると受けとめております。

○文部科学省 今、申し上げたのは、別に課題がないと言っているわけではなくて、むしろ逆に政策課題がこれからたくさん押し寄せてくる中において、今おっしゃったように、厚労省の医療機関係のセンターとか、あるいは大学も含めて、機能をネットワークして強化していかないといけないので、そういう状況でございますので、ですから、私どもとしては、今以上の信頼を、あるいは世界的に活躍できるような形の機能の強化を進めていきたいと、そういう時合いでございます。それは御理解頂きたいと思います。

○座長 よろしいですか。多分今の点に関しましては、今後ますます課題も増えられる中で、それぞれの独法がパフォーマンスを上げて頂きたいという思いは、全く共有していると思うのですが、先ほど来お話のように、予算も減るとか、人員も減るとか、特定のおそれとか、想定に基づいて議論をお互いにさせて頂いていたような感じで、ないしは専門性が両者を一体化して運営するとかという、そういうある所与の条件をそちらが想定されて、その中でこういう議論が進んだということは、私ども委員としては、できる限り皆様方にとってよりパフォーマンスの上がる何らかの改革がないかという議論のスタートのはずだったのですけれども、そういう議論には余りならなかったかなと思うのは、私個人としては若干残念でございます。

間接業務なども、これは本当に主要業務に割り振れるように何か工夫がないだろうかと、

共同実施のお話も出ましたけれども、もともと予算も人もいっぱいあれば、ますます皆様、独法の御活躍があるのですが、限られているということはもう間違いないので、その中で、小さな工夫でも積み重ねて、より良い独法の制度になるかなということで議論はさせて頂きたかったのですが、ちょっと惜しむらくは、すごくネガティブな想定のもとで議論が進んだなという気がしますので、これはこれ以上かみ合いませんので、ここで結構でございますけれども、そんなつもりでは決してなかったのでございます。

○事務局 すみません、もしよろしゅうございましたら、論点として1つだけ。教員研修センターについて、24年の閣議決定では国戻しという形になっていて、それを実施困難であるというところから、今回、そのときの問題意識も、多分単独で存置するには規模も小さすぎるし非効率ではないかという議論から国戻しになったのですけれども、その代替としての統合が政策的に言って困難だということであるならば、もう一度もとに戻って、国戻しということもまたオプションとして挙がってくるわけですが、この教員研修センターという業務、これは業務として非常に重要な業務だということ、それは平成24年の閣議決定にも書いてあったと思うのですが、それを国で実施することと、それから独法で実施するというところで、政策効果及びそれにかかる費用の面では、どういう得損が働くのでしょうか。それから、今回はそれで閣議決定までいったということですから、そのときと比べてどういうふうに判断が変わったということなのでしょうか。

○文部科学省 教員研修センターの国戻しの議論については、御指摘の24年の決定について、今回、これは与党の自民党の議論としては、それを一旦ちゃらにして、ゼロベースで議論するとお決め頂いているということでございますので、私どもとしては、あの話はなかったことということを前提に今のようなスタンスを申し上げているということでございまして、そこはぜひ御理解頂ければと思います。

○事務局 それは、ここら辺の界限では非常に御理解されるのですけれども、国民から見て、平成24年はこういう話だったのではないかと。それがまた変わる、あるいは手つかずにするということであるならば、それはどうして変化したのかということの説明を求められるわけでございます。私、平成24年の決定がこうだったから何が何でも、石にかじりついてでも同じことをやれと言うつもりはございませんが、政策変更するのであれば、それは国民に対して説明が必要でしょうと。かつ合理的な、例えば事情が違ったとか、あのときに期待していたことが、決定した後にもう一度精査してみたら、あのときに期待していたことは得られなかったと。むしろ弊害の方が浮かび上がってきたので、だから政策変更をするのだとか、そういう合理的な、国民に向かって言える説明がないと、国民との関係では、それをやはり整理して頂かないと、ただ単にあれもだめ、これもだめ、嫌だとか、それではちょっとお互いに乗り切れない気がするのです。

○文部科学省 1つ研修業務というものが、もともとは国がやっていた部分があるものを切り出して、今の独立行政法人にしたという経緯があります。実際、独法というかなりフレキシブルな対応のできる組織のもとでやってみて、全体的評価としては、やはり独法と

いう形でやったほうがいいのかという評価を、我々文部科学省としては下して
て、今後ともそういう形でやっていったほうがいいのかという判断が1つござい
ます。

それともう一つ、教育再生実行本部、自民党のそちらの本部の方の御議論として、この
教員研修センターについては、研修だけを取り扱うのではなく、教員の資質向上という観
点から、採用とか、養成も一体的にやっていくような組織というものを考えたかどうかと
いう御提言も頂いているわけでありまして、その辺のところは恐らく今後、先ほど申し上
げましたとおり、政府の教育再生実行会議のほうでも議論されていくということでござい
ますので、その議論を見守って対応したほうがいいのかということでございます。
○事務局 その後者の方の議論なのですが、大学入試センターについて言うと、大学入試
センターの役割が変わることによって、政策的な位置づけが変わるということもあって、
今回我々は大学入試センターについては大学入試改革の議論を見守るという方向で議論を
考えておるのですが、今おっしゃった研修だけではなくて採用というのは、教員研修セン
ターと国との関係が変わってくるような、そういうお話なのでしょうか。教員研修セン
ターの仕事の内容が膨らんだり、縮んだりすることと、それからその実施主体を国で
やるか、独法でやるかということとはまたちょっと違う次元の話であるように思います。

それから、第一点の国でやるより独法でやる方がいいという判断をしていますというこ
とであるのであれば、それが平成24年の閣議決定のときとどういいう変遷をたどってそうい
う結論になったのか、ということの説明を頂きたいと言っているわけでございます。
○文部科学省 まず一つは、自民党のほうで教員の研修だけではなくて、教員採用とか、
教員養成とか、そういうものを一体的に、教員の資質向上という観点で組織のあり方を見
直してやったらどうかという御提言を頂いているわけでありまして、これを文部省の方
針として出しているわけではなくて、自民党の提言で出ているということが事実関係とし
てはあります。

それから、政府の教育再生実行会議でも、今後この教員の資質向上という問題も含めた
議論がされていくと聞いていますので、その点については、恐らく自民党のそういった御
提言も含めての議論になると思いますので、もうしばらく様子を見たらどうかというこ
とを申し上げている、ということが1点目。

○事務局 この研修センターを使って採用するという議論になっているのですか。

○文部科学省 教員の採用の権限は、各都道府県の教育委員会にありますので、教員の採
用とか、養成とかも含めた、一体的に教員の資質向上ということを取り扱うような独立行
政法人を考えたかどうかということを行っているのだとは思いますが、詳細は我々もよく
わかりません。

○委員 ただ、今のお話ですと、採用というのはまだ特に移行するということが決まっ
ていない以上、かなり遠い将来というか、現実問題として、この議論の前提条件になるよ
うな近い将来の話ではないですね。だとすると、そういう可能性も出てきたということであ
っても、今のお話だとあまり現実性がないようなのですが。そんな現実的な話だったら、

逆にもっとこうなっているというのを教えて頂きたいのですけれども。

○文部科学省 自民党の教育再生実行本部の提言でございますが、これからの教員の資質向上どうあるべきかと、そういうことに関して集中的に議論がされたということでございます。教員の資質向上というのは、もちろん現職になってからの研修ということも非常に重要なわけでございますけれども、その前の大学での教員養成というところと、あとはそこをつなぐ教員の採用、そういうところもセットというか、一体的に検討していかないと最終的なきちんとした教員の資質向上ということが図られないのではないかという問題意識がある。そういう御指摘があるところでございまして、そこが今の教員研修センターとは、研修の部分しか今やっていないということですので、もう少し大きな視点で教員の資質向上を検討する、そういうところを政策の提言なり、政策を実際にやっていく、そういうところを、中核的な拠点が必要だと、そういう提言がされたということでございまして、教員研修センターは将来的にはそういうところを担っていくべき機関ではないかと、私どもは考えているということでございます。

○事務局 ますます国の直営でやられた方がよろしいのではないですか。

○座長 いずれにしろ、与党の御提言なども含めて、この独法での機能をより充実化する可能性の議論が今行われているので、国ではなく独法の状態のままを維持されたいということをおっしゃられていると理解をすればよろしいということでございますか。

事務局よろしいですか。今の議論で理解できるかどうかということは別なのですけれども。

○事務局 再度、今の御説明を紙で頂きたいということと、教員研修センターについては、もともと民主党政権下では国の直轄でやった方がいいのではないかというふうになった。そういうことを踏まえて、どういうオプションがあり得るかということについては、御省に投げかけさせて頂きたいと思います。そこはやはりきちんと考えなければいけないところではないかと思っております。

○事務局 こだわりますけれども、その当時、国に戻すということが選択されたのがどういう判断、その方がお得であったという判断を政策的、あるいは経費的にお得であったという判断をされたものと思っておりますけれども、それが今別に自民党の政策提言の行方を見守らなければいけないというお話の他にも、そんなもの何年も前から独法でやる方がいいという判断でしたという、それとは別途の御説明が24年の国民が見てしまった閣議決定との間では齟齬をきたしているわけですから、その齟齬をつなぐような定量的な説明なりして頂かないと、それはちょっと困るのですね。

○文部科学省 国戻しの件について申し上げますと、私ども文部科学省としては、一貫して独法のままでありたいと、必要があるということと24年の閣議決定のときに主張をしてきました。このときも、独法になって以来、効率的な運営に努めてきたということ、また大学とか教育委員会と連携などもしておりますけれども、そういう外部の人材と連携をするということのメリット、そういったことがあるということで、私どもは一貫して独法の

ままで、国の移管は反対だということによってきたという経緯がございます。

○座長 よろしいですか。閣議決定でございますので、省としてどういうことであつたかということは、なかなか難しいところが残るとは思うのですけれども、では、ここまでのこと。

それでは、これを持ちまして、教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所のヒアリングを終わりたいと思います。文部科学省及び法人の皆様におかれましては、御対応ありがとうございました。必要に応じて追加的に資料提出をお願いすることもあると思いますので、よろしくお願いいたします。

(文部科学省、教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所退室)

○座長 続きまして、国立美術館、国立文化財機構からヒアリングを行いたいと思います。所轄府省、法人の方に入室頂きますので、しばらくお待ちください。

(文部科学省、国立美術館、国立文化財機構入室)

○座長 本日はお忙しいところ、文部科学省ほか皆様おいで頂き、ありがとうございます。

冒頭5分以内で主務省から御説明を頂いた後、15分程度質疑応答を行うことといたします。時間が限られておりますので、説明は特に必要な事項についてのみ御説明頂ければ結構でございます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○事務局 特に資料のコスト等についてがやはり論点になるかと思っておりますので、できれば資料2を中心に御説明を頂ければと思います。

○文部科学省 それでは御説明を致します。私から申し上げたいのは、統合に関して、私どもはふさわしくないという考え方ですので、それについてのデータをもって御説明をするということ、それからこちらから御要望というか、提案をさせて頂きたい経営努力をどのようにお認め頂けるかということと、それからお尋ねがありました、入館料金のことについて、できるだけ5分以内で申し上げたいと思います。

資料2というお話でございましたが、資料1の6ページと、それから資料2を用いさせて頂きたいと思います。2つの独法の統合についての考え方、統合すべきでないか私どもが考える理由でございますけれども、第1の理由は、美術館のほうは美術振興、文化財のほうは日本古来の歴史資料を扱うということで、分野が異なるので十分なシナジー効果は見出せないという点が第1点。

第2点が、統合によるデメリットが逆にあるということで、特に2つ目、人員の合理化余地がないということで、これまで大変真摯に行革には対応してまいりました結果、人員、予算削減されていて、職員数も減っている、また本部事務局と現場の業務の兼務という状況が現状でありまして、これ以上物理的に削減の余地がない。

加えて、コストがかかるということで、今御指摘がございましたが、資料2で申しますと、7ページでございます。統合するとなれば、2にありますように、さまざまなシステム統合も必要でありますし、また、さまざまな規定整備等の業務も増えるということがご

ざいます。ちなみに、4番、平成24年の閣議決定、これは3法人統合ということでありま
すけれども、必要な経費として、総額13億円要求をしていたということでございます。

それから、過去に、現在あります文化財機構は2つの法人が統合したものですけれども、
7ページの下の囲みにありますように、本部要員として各施設から人を出さざるを得なか
ったこともあり、またその本部業務が大きくなりましたために、どうしても全体を見る理
事を専任としてつくらざるを得なかった。その分がコスト増になりました。

また、次ページにも書かれておりますように、さまざまな会議、あるいは規定の整備と
いうことで、多大な事務が必要となりまして、時間もかかりますし、通常業務にプラスア
ルファのコストとしてこれだけのものがかかり、またなお二重になっている部分につい
ては、統合後も引き続きの負担になっているということでございます。

それから、資料1に戻りまして、統合について3つ目の新たな適当でないという要因と
いたしまして、文化、政策の新たな分野への国の関わりが求められるようになってきてい
る。2020年、これはオリンピック、パラリンピック招致の年でもございますけれども、こ
こに向けて、特に最近新たな分野、日本が強みを持っておりますデザイン、あるいは近現
代建築の資料、それからメディア芸術、またアイヌ文化、さらには文化財のさまざまなア
ーカイブをつくれということで、昨年ぐらいから大きなシンポジウムが次々と開かれまし
たり、また近現代建築資料の事業が開始されたということもありまして、これについて法
人がどうかかわっていくかということについての検討が急務となっております。この場合
には、投資を拡大するとともに、機動性のある法人体制が不可欠だと存じます。

ただ、私も法人の統合ということについてはふさわしくないと承知しておりますものの、十分
な連携、協力ということについては、重要だと考えておりますので、その下の欄に書いて
ございます。より詳しくは、資料2の6ページにも掲げさせて頂きましたが、有限な資源
の最大利用を図ることは、大変重要だと考えますので、1つ目の観点は地域、ゾーンを考
えて連携をするということで、建設の地域を文化ゾーンとして捉えて、法人の枠を越えた
事業連携をします。例えば、京都の地区では、独法国立美術館に属する美術館と、京都市
の美術館、それから文化財機構の博物館、また、京都府の博物館が連携した広報事業展開
をしておりますし、上野地区においても、さまざまなイベントを行っておりますほか、さ
らに強力な協議会を作ろうという動きが現在出ております。また、六本木においても、独
法の美術館と、それから私立の美術館がさまざまな試みをし、最近ではアート特区とい
った提案もこうしたところから出ております。

2つ目の観点が、機能的な連携でございまして、特に文化財機構におきましては、東日
本大震災における文化財を助け出す事業の経験を生かしまして、このときも公私立博物館
と糾合したわけですが、国内にとどまらず国外の文化財の防災、あるいは救出事業
について、より連携を深めていこうとしております。また、国立美術館がナショナルセン
ターとして、全国の公私立、公立の美術館もどんどん現在ふえてきておりますが、これら
と共同して、展示調査あるいは研修などをすることに努めております。これはもっともっ

と努力が必要かと思っております。

それから、経営努力認定については、資料1の方では、次の7ページ、8ページに掲げさせて頂きましたが、8ページにごく簡単なフローで示させて頂きました。法人で生じた利益を現在の認定基準に基づいて、財務省さんと協議をするわけではありますが、最近では、19年度以降は完全に門前払い状態となっておりまして、それが現在あります基準を非常に固く適用いたしますと、なかなかこれが文化活動を行っている施設には合わないということがあるからでございます。時間の関係で、詳しくこれ以上は申し上げませんが、具体的な私どもからの提案としては、資料2の14ページに掲げさせて頂きました。できるだけシンプルな、認定の協議をするだけでも、当方も、それから財務省さんも相当な時間というかコストがかかりますので、むしろシンプルな認定方式ができればありがたいなと思っております。

それからもう一つ、お尋ねがありました、入場料金政策をどう考えるのかということにつきましては、資料2の9ページから縷縷述べさせて頂きましたが、入場料金については、9ページ、1.(5)の回答の2つ目の段落でございますように、基本的には2つの考え方、つまり国立の文化施設として広く国民に文化に触れる機会を持ってもらうべきだという、この国立文化施設としてのミッション、それから2つ目に、しかしながら、厳しい財政状況の中で応分の負担ということも考えていく必要があるのではないかとということのせめぎ合いになるわけですけれども、ただ、3に書きましたように、入場料で利益を伸ばすためには、入場料を上げるというやり方ではなく、入場者数を増やすということもあるわけでございます。それから、展覧会のコストを減らす。ここで、入場料金を上げるということだけにいたしますと、例えばイギリスではずっと無料だったのを、一時期有料化した時期がございましたけれども、入場者数が激減して、無料に戻したということもあります。ここはよく考えなければいけないかと思っております。

それから、5というところで書きましたように、むしろ多くの人々が訪れて来ることによって、図録ですとかグッズの購入とかという収入で稼ぐという方法もありますので、次のページの6にありますように、世界的、国際的なさまざまな事例の分析や、国立文化施設として果たすべき役割、これは公立のモデルという考え方もあるわけでございます。博物館法では公立博物館は、基本無料と言っておりますので、ここでどういう策を取るかということ、それから厳しい財政状況、そして自己収入確保ということは確かに経営上大変重要かと存じますので、こういう観点での検討が必要かと思っております。

この自己収入確保については、ページが飛んで恐縮なのですが、12ページの同じく料金のことでお答えしております1.(5)③の下半分のところの回答の3というところで、自己収入の確保は法人の経営戦略の1つであると。これは私どももそのように考えます。頑張る余地があると思っております。ただ、自己収入は、入場料金を幾らにするか、それによって入場者数がどういうふうになるかどうするか、さらには関連グッズやミュージアムショップですとか、レストランとかの売り上げ、それから最近、特に独法化しましてから、施設

をロケなどに貸し出しまして、最近では「半沢直樹」で貸し出したとか、そういうことで施設貸し出しでも収入が上がるようになりました。また、もっといろいろな、例えばコレクションの画像を貸し出してもらうというか、そういうやり方も、いろいろな収入増の方法がございますので、それらとの全体の組み合わせ効果の中で、入場料金を考えるべきだと考えております。

とりあえず、以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

それでは、はい。

○委員 縷々説明頂いたのですが、資料2の7ページ～8ページにかけて、統合によるコストのところですけども、これはほかの委員からもあると思うのですが、このように細かく、例えば役員の人件費も増大するとか、このようになっていくと、およそ統合というのは、コストがかかるのを見せるような資料なのですが、基本的にやはりそうではなくて、これは効率化効果というものを一切見込んでいないですし、運営費交付金とか一般管理費への統合費用のインパクトもないし、それからもう少し大きな話として、当然統合のシナジー効果というものはあるはずなので、これほど細かい話を積み上げて行って、コストと出されますと、若干抵抗感があるのですが、前回申し上げたと思いますが、例えば長期的に言うと広報とか、マーケティング活動とか、同じような客層が博物館、美術館に行くということは当然あり得ると思うので、そういったことのシナジーも当然あると思うのです。このコストの挙げ方はいかがですか。

○文部科学省 コストがどれくらいかかるか具体的に出したのですが。

○委員 そうなのですが、効率化というか、全然そちらがない形なので。

○座長 それと、そもそもこれだけコストがかかるということ自身、よく理解はできないですね。今、2つの組織で、統合の仕方はいろいろな方法論があると思うのですが、この本部運営機能がこれだけ追加的にかかるというのは、機能がアップさせてかかるわけで、本部に何をさせるのかと。それは、個別の統合前の法人の機能を寄せてきてかけるわけですから、これが単独でかかることはあり得ないですね。もしそうであるのだったら、そのまま置いておいたらいいだけの話であって、2つの独立した法人として、最低ただ足し算をすればいいだけの話ですから。それでも、最低でも、従来より機能が損なわれることはないですね。ある種、この厚生年金基金の脱退経費は、統合のコストとは言えないですね。それ以外のコストにしても、システムだって、別々に動かしておいて最後に足し算してもいいわけで、それは徐々に置き換えるなり、何なりだし、会計とか人事システムは、1、2の3で合わせなくても、もし本当であれば。ただ、それはにわかにはそれほどのサブシステムが必要であるかというのは、よく理解はできない。サブシステムから集計値を会計からどちらかに取り込むだけであれば、ただ博物館がもう一つふえた、もう2つふえたというだけのことであって、システム統合という話がそんなに窮迫する話とは到底、長年こういうものを見せて頂いていて、にわかには理解できないので、ただ、そういう意味で

は、基本的に、こういうコストと言われてしまうと、いい形で統合しようというスタンスで算定されているお話とは見えなくなってしまうので、少し違われるかなという気はするのですけれども、これが本当に統合のコストなのかと言われてます。ただ、あまりそんなに今議論するところではないのですけれども。

○文部科学省 直接のお答えにならないかもしれませんが、7ページの経費につきましては、確かに3法人のときのものでありましたけれども、実際に、3法人を統合すると、平成25年度の概算要求の段階ですので、3法人統合の際の試算ということでございますけれども、文部科学省として、これは運営費交付金の特殊要因ということでございますので、それぞれの法人が、つかみではなくて、ちゃんと積算をした上で、文部科学省としてこれだけの経費が必要だということを決めて財務省に要求したものでございます。ですから、決して根拠のないものではないということは、文部科学省として概算要求しているということでございます。

それから、シナジー効果につきましては、確かに統合して何らか効果が出る、そういうような場合もあるとは思いますが、私どもの場合には、前回から説明いたしましたように、美術館、博物館、やはり根本的に目的理念が違うということでもって、そういった統合によるメリットがない、あるいは非常に小さく、むしろ違うからこそ統合のコストというのが非常に大きくなると考えているところでございます。

○座長 これでは概算要求をされたということは、非常に現実的な数値なのだと思うのですけれども、これで概算要求をされるということ自身がちょっと、例えば、人事、給与は別に人事の人間は少し増えたとか、100人、200人増えても、どちらかの給与システムで計算すればいいだけのことであって、別にそれに追加的な工数がそれほどかかるような話ではない。今、そういう議論をしても仕方がない話だと思いますので、これは新たにこういうシステムを構築してということだとは思っているので、それはそれでわかりますけれども、ミニマムに統合しながら、順次より効率的な運営をしていくということであれば、いろいろな考え方もできるのかなという気がしたということでございます。それは結構でございます。

あと何かございませんでしょうか。

○委員 今のコストの話なのですが、いろいろ考え方はあると思うので、システム統合、まあ日本の出張所とか、関連機関のシステムはあまり大したことないので、ちゃんとやり直すためにはお金がかかるのはしょうがないのかもしれないので、これはちょっと譲るとして、問題はやはり初期投資というのは、何らかの変更があればかかるのは当然で、それを例えば将来10年とか、20年でどう回収するか。あるいは回収ではなくて、それをプラスに持っていくかというところの試算がないなという気がします。これはもちろん前提として、一緒になれないということと、このときには、芸文振が入っていたということなので、かなり性格の違うものが入っていたので仕方がないと思うのですが、今回の議論には、芸文振は一緒にならないということがはっきりしていますので、そういう意味で、両法人

の特徴と共通性をではどう生かすのかというところをもう少し考えた上で、結局問題は、国民に対してどう説明するかが最終的なこととなりますので、ここの中ではある程度いいのかなという段階であったとしても、前回の議論があった上で、白紙に戻すとなると、どういふ変化があったかとか、やはりこちらの方がこういう理由でいいという強力な議論がないといけないと思うのですが、ちょっと今のだと、そういう強力な議論はあまりないのかなと。

特に、冒頭から、やはり国立美術館は美術分野の創造と発展で、国立文化財機構は、文化財の保存と活用で、目的理念が違うということなのですが、若干海外事例とか見ている、必ずしも分かれていないところもあったりしますし、もちろん各館が独立しているという形もありますが、ネットワークとしては一緒というところもあって、そういった場合には、扱っている時代とか、手法、あるいはものは違っても、結局、それぞれの分野で必要だと思われる分野を研究し、必要だと思われるものを収集し、それに必要な保存なり修復を加えて、普及、啓蒙のためにそれも展示するという、1つの流れには、美術館も博物館も大きな違いがないことを考えると、その運営の部分は一緒でも、あまり違わないのか。それぞれの館はそれぞれの館の特徴を生かして運営して頂ければいいのかなと思うので、今日の話は、他の法人でもそうなのですが、統合することによって、さらに何か行革されるというマイナスのイメージされていると思うのですけれども、我々は必ずしもそうではなくて、むしろ一緒になることで、例えば人が必要なところは人を増やすとか、あるいは行革努力はさんざんしてきているので、むしろもう少しプラスの改革にしていくための契機というか、きっかけにしたらいいのではないかと考えているので、個人的には、一緒になったとすると、素人考えかもしれないですけれども、例えば事務的な経費を、あるいは事務的な人材を集中して、むしろ今足りない修復の専門家の方とか、キュレーターの人とか、学芸員さんとか、研究員さんをもっと回せるようなことになったほうがもしかしたらいいのかなと思うので、国民にもやはり別々のほうがいいのですよということを、ちょっと理屈をこねる必要があるかなと思いますので、そこのところはいかがでしょうか。

つまり平成24年の閣議決定のときは、こういうふうに違うのだと。このときには、3団体一緒でしたけれども、今回は3団体どころではなくて、2団体でも一緒になるのは非常に難しいという、決定的な理由というのがちょっと見えないので、そこについては、やはり説明責任が我々も含めてあるのかなということなのです。

○文部科学省 先ほどの資料1の2つ目、特に統合によるデメリットが大きいというところで、今の、つまり2つが一緒になれば、何人かぐらいは管理要員が捻出されるのではないかなというふうなお尋ねだったかもしれないのですけれども、そこはもうぎりぎりの状態になっているということは申し上げたいと思います。全部の本部要員が館の仕事、館というか、それぞれの現場の仕事をしています。そこにまた新たな統合をして、1枚の大きな表紙をつけるための仕事が付加されるということになると存じます。全体としてもっと投資が増えて、かなり力をつけて、むしろ本当にサポートのできる本部を作れるという夢の

ような事態があればともかく、今の状況では到底無理かと思えます。

一方、新たな分野に対してもっと取り組みという話でありますので、統合して管理要員を何人か生み出すというような事態からは、この文化政策の考え方もちょっと変わってきていると思えます。

それから、国立文化財機構は、博物館だけではございませんで、御存知のとおり文化財研究所、埋蔵文化財の発掘をやっているところとか、文化財修復についての国際協力などをやっているところもありますので、必ずしもそこでやっている仕事が美術館全部の共通性があるわけでもないです。むしろ、公私立も含めた大きな日本の文化施設のグループで考えると、今、割と近現代を多く取り扱っております公立美術館の質的な向上ということも含めて、国立の美術館はそれらとむしろ資源を共有するコレクションなり、あるいは持っている画像なり、あるいは人の研修なども含めた交流なりということを進めるほうがより効果的だと考えますし、文化財の関係においては、やはりそうした埋蔵文化財をやっている人たちとの交流ですとか、文化財の取り扱いをしている人たちとの公私立間の連携を深めるということが、より有効だと考えます。

○事務局 この資料2についての質問なのですが、7ページのところに、平成19年の国立文化財機構の統合について、組織体制の影響というのが7ページ～8ページまで書いてあって、これは多分統合のコストということなのだと思うのですが、質問のまず第1点は、これだけ統合のコストがかかったということですが、国立文化財機構の統合は、いいことだったのでしょか。それとも失敗だったのでしょうか、というのが第1点です。

第2点は、もし国立文化財機構の統合がいいことだとしたら、ここに縷々書いてあるコストを上回るベネフィットがどこかにあるはずであります。その政策的なベネフィット及び、それから経理の合理化のようなベネフィット、合理化といっても、合理化して浮いた分をまたどこかに使うということなのではいしょうけれども、そういう法人としてお得になります。長期で回収するものだから、お得になるという見込みなのかもしれませんけれども、そのほうがどの程度見込まれたのでしょうかというのが第2点です。

第3点は、これも、これが成功だったという前提なのではいしょうけれども、第1問が成功だったという前提なのではいしょうけれども、成功でかつ第2点で統合でこれだけのベネフィットが見込まれたということであるならば、今回出ている文化財と美術館という異種統合案については、それだけのベネフィットが見込まれないということなのではいしょうけれども、それは文化財機構の統合と、文化財及び美術館との統合とで、どういうところで差が出てくるのだろうか。もちろん、時系列的な平成19年当時の余裕人員と、それから今の人員で余裕がなくなってしまったというのも1点だとは思わいしょうけれども、そういうものを順々に言って頂けると、今までの統合というのは、基本的に長期的にメリットありというふうにやってきた流れと、今回のものは違わいしょうよというのが、説得的に説明される。逆に言うと、先ほどから御指摘があるのは、そういう順を追った説明なのではいしょうかと思わいしょうけれども、そういうものは整理できるのでございませいしょうか。

○国立文化財機構 文化財機構でございます。

文化財機構での統合の話は、やはりこれは一緒の同種のものでありまして、文化財という一つの平面がありました。それで、そここのところのシナジーもあるのではないかとになりましたけれども、実際やってみると、これはまさに実際の経験ですけれども、7ページ、8ページにありますように、例えば本部設置に伴いまして、それまで博物館は本部8名、それから文化財研究所が4名でやっていたのですけれども、それを12名をさらに各館から6名供出して18名体制にせざるを得なくなりました。あと役員についても、これはほとんど各館長が理事兼務ですけれども、本部業務が増えたために専任理事を1名配置せざるを得なくなりました。これは純粹に、1上乗せであります。それがえらい額になりました。それが一時的なもので済まなくて、12名に6名足してやっているのですけれども、それでもかつかつの状態になっています。例えば、評価関係で、次のところで見て頂きますと、統合業務とか、一時的な業務というのは、それは当然乗り越えればという話はあるのですけれども、大きな法人になりまして、その中で、例えば評価をやる場合、これはやはり研究所と博物館では質が違いますので、それぞれに評価をします。それにさらにその全体の評価をやるというだけでも、作業が増加をいたしましたし、それから、自己点検の評価につきましても、これは見直してみますと、やはり同じ文化財を扱うといっても細部にいろいろ違いがあるのです。そここのところを調整をしていきますと、ここは足りない、あそこは少し合わせようということをやっていきますと、報告書自体の分量も相当大きくなって、毎回これを作らざるを得なくなったということでありまして、また、会計システム自体につきましても、項目の違うところを合わせて、それを新しいシステムに乗せていくためにも相当時間が要したということで、一時的な経費でありますとか、資源投入で間に合わなかったという経験を実際に経ているのです。これは文化財という共通項がありましたので、それなりにできたというところはあるのですけれども、これが文化財と美術館となりますと、むしろ対等合併的になっていきますけれども、共通項がこの経験から見てもなかなか見出しにくいし、一時的ではなくて、構造的な人員の増加なり体制の整備というものが必要になってくると、経験的には思っています。

○事務局 コストが大変かかっているということは、この資料を拝見していただければわかるのですけれども、だから、この統合はやるべきではなかったのですか。それとも、文化財で同じ平面でやる場合には、このコストを上回るリターンというものはあるのですか。それはどちらなのでしょう。

○国立文化財機構 それはいいところ、悪いところはあると思います。文化財ということで、1つの組織になったからという一体感はもちろんありますけれども、ただ、業務については、これは完全に一時的なものではないのです。増えるのです。だからその増えた体制で、そのときには人員が特に措置されていませんので、これは本部事務局、先ほど申しましたように、当初合わせて11名だったところに6名増加して、それは各博物館の研究所から供出したのです。その分だけ、実は業務は食い込んでいます。その食い込んだという

状況はいまだに続いている。その部分は非常につらいなと思っております。

○事務局 食い込んだ部分は時間が経っても、何か同じ平面の、同種のものを統合した場合であっても、かかったコスト分を回収するだけの統合効果はまだ出ていないと、そういう御説明になるわけですか。

○国立文化財機構 端的に言えばそういう面ではそうです。

○事務局 もう7年もたっていますけれども、この先しばらく統合効果はあまり期待できないということなのですか。

○国立文化財機構 効果で言われたのは、例えば意識が共通するようになったとか、そういう面はありますけれども、業務がこれによって例えば非常に合理化されたとか、効率化されて、それで人員についてもそれで回せるようになったとか、そういうことはないのです。これは実際の経験からしてそうなのです。

○事務局 わかりました。ありがとうございます。

○座長 よろしいですか。

○委員 前の議論とは違う議論なのかもしれませんが、収入の確保のところで、外部的な貸し出し、それぞれの有効活用とかというところを書かれていて、私もつらつら今、大英博物館とか、MOMAとか、ニューヨークで見たところをいろいろ思い出してきて、ああいうところで、ミュージアムショップでいろいろ買い物をした経験もあって、それから私自身は参加していないですけれども、国際的な放送団体の会議とかが開かれると、レセプションみたいなところをニューヨークの美術館でやったり、あとはマドリードでやったときはマドリードの大きいところでやったりとか、いろいろな形で国際会議に関連したような、国の顔みたいな会議をするときに、日本もそういうところに、団体に貸し出したりしてプレゼンスを上げていって、その分ちゃんとお金も頂くような形で、より有効活用して頂くことで、料金問題というか、1つの解決策ではないかもしれませんが、皆さんもいろいろ御検討はされているかもしれませんが、私が見ていると、まだまだ日本は他団体に貸し出すのに消極的な印象を持っているので、確かに誰にでも貸してもいいというものではないし、そこで文化財とか美術品が傷つけられても、それはそれで困るのでしょうけれども、ただ、一応日本の顔でもあるので、特に国際会議とかに関連するようなものに関しては、積極的に活用して頂いて、その分お金も徴収して頂いて、回収して頂くのがよろしいのではないかと思います、一言申し上げました。

○文部科学省 ありがとうございます。若干ですが、そういう例は出てきておりますけれども、例えば、ファッションの関係の授賞式に美術館から貸し出しをしましたとか、それから保険会社のパーティーに貸したことも今年度は出てきたということはございますけれども、ただ、施設の貸し出し、それから持っているコレクションの写真とかの貸し出しについては、まだなおちょっと固めの運用をしている可能性はあると思いますので、そういうことについて、もうちょっと奨励するような御指摘を頂くことは、もしかすると現場にとって有益かもしれないと存じます。

○国立文化財機構 これは宣伝になってしまうのですが、実は、東京国立博物館は、相当その辺が開けてきておまして、例えば最近では「半沢直樹」の撮影現場に使いました。それからAKB48のビデオ撮影、それから自動車会社の招待イベント、そういうところに相当いろいろなことをやっておまして、それがまた一種そういう文化施設を世に知らしめるための1つの方策にもなるなということで、意識は開けつつありますけれども、まだまだその分努力は要るだろうなという感じはしております。

○委員 1点だけ。コストの件で、今日入場料のお話が結構詳しい資料を頂いているので、これに関してなのですが、確かに有料か無料かで入場者数がかなり変わるというのは事実だと思います。ただ、もう一つ入場者数の上限を決定するのは、意外と、私の海外の調査の経験から言うと、開館時間というのが結構大きく影響していて、最近、ヨーロッパでは、夏休みに23時まであけるとか、あるいはホワイトナイトと言って、ドイツとかが最初にやりましたけれども、最近ではフランスとかイタリアとかもやっているのですが、割と気候のいい時期に24時間あけると。夜中中にいろいろなイベントをやって、若い参加者が圧倒的に多いわけですが、そうすると、今度、博物館を訪れたことがきっかけになって、ファンになってリピータになるということ、国立のほうが非常にいい企画をされているのですが、時間が割と夕方早く終わってしまうので、我々も行こうと思ってもなかなか行けないというのが実際問題としてありますので、毎日やる必要はないと思いますが、最近だと海外だと、週に1回ぐらいは、例えば木曜日は23時までやるとか、20時は最近当たり前になってきていますので、そういう工夫をすると、有料でも例えば若い人が出かける。23時にすると、若い人とかが御飯の後に行くのです。そうすると、やはり人は増えるので、実は入場料等、私もいろいろ調べたことがあって、確かに入場料を上げると人は減ります。これは事実です。だからこの御回答はよくわかるのですが、同時に、実は時間というものもすごく影響しているのです、もしかすると、今国立博物館系のところは、夜をちょっと長くしてくれたりすると、人が増えるのではないかなと思いますので、その辺の営業努力は、一部やっぺらっしゃるとは思いますが、ぜひやっぺらけるといいと思います。

それと、今日詳しい資料でキャンパスメンバーズをやっているということなのですが、逆に日本であまりやっぺらしていないのが、年間会員制みたいなものをあまり国立はそれほど熱心ではないのかなという感じがして、要するにファン会員ですね。例えば3,000円とか5,000円とか払うと、もちろん常設はただで、年間何回分は有料のやつも割引で入れるとか、これをやると、絶対に何かそういうカードを持っているのが好きな人が多いので、実際には元がとれなくても入る人がいっぱいいると思うのです。そうすると、結果的には、ちまちま400円の入場料を大量に売るよりも、例えば年間5,000円入場料というのは買ってくれる人を増やせば結構いいわけなのです。そういう法人会員などをやっぺらしていると、先ほど委員がおっぺらったように、よくローマではイベントとかパーティーをやっぺらしていると。そういうのは、法人会員で、上客には優待するというような、全てそういうマーケットの理屈なので、基本的には私は美術館、博物館は大好きで、応援団なので、ぜひそういうのをや

って頂くと、自己収入はもうちょっと入るのかなと思いますので、ぜひ頑張ってください。

○国立美術館 委員おっしゃるとおりで、今のところ各館とも金曜日のみ夜間開館しております。それ以外の日もやりたいと思うのですが、実は光熱水量と、あと監視員さんとかのお金が必要で、その辺があるともっと皆さんの御期待に沿えるのかなと思っております。

それから、会員制度につきましても、文化財機構の国立博物館の方では、年間のパスポートはあるのですけれども、美術館の方ではなくて、その辺のファンをたくさんつくっていくということも御指摘のとおりで、まだまだ工夫が足りないところだと思います。

○座長 最後に1つだけ、そちらの御要望のお話で、経営努力の認定のところのお話なのですけれども、これは具体的にはどの辺のところが一番御納得がいけないというところでしょうか。

○国立文化財機構 やはりこれは、独立行政法人の発足当時に自己収入が上がれば、その分なるべく使わせてあげるといって形で出発したのです。ところが第1期が終わって、第2期になって、平成18年から認定基準が非常に厳格になりまして、それ以降、実質上ゼロです。ゼロになってしまったのです。ですからむしろ、努力して上がった分については、それを使わせてもらえれば、それが非常にこちらのインセンティブになりますし、またいろいろ工夫をしようということにもなってくるので、そのところをぜひ工夫を、今回打破して頂くとありがたいなと思っております。

○座長 多分これは、制度建てつけ上はその努力のインセンティブになるようにということなのですが、多分新規性のところがおありだと思うのですけれども、逆に、ちょっとまた事務局に、より具体的に、では逆に言えば新規性のものがない場合には、どの金額が全部経営努力になるのか、そういったところも多分査定部門では考えざるを得ないところだと思いますので、逆に代案としてどういうものが本来経営努力なのだとおっしゃられているかというのも、ここではもう時間もございませんので、事務局とお打ち合せ頂ければと思います。

○文部科学省 簡単には、14ページに書かせて頂きましたけれども、これでは簡単すぎてわからないということであれば、そこは事務局に御説明させていただきます。

○座長 それでは、時間も大分超過して、もともと超過しておりまして、非常に恐縮でございました。

事務局、追加的なことはもうよろしいでしょうか。

では、これをもちまして、国立美術館、国立文化財機構のヒアリングを終わりにしたいと思います。文部科学省及び法人の皆様におかれましては、御対応ありがとうございました。今のことも含めまして、一部追加的な資料提出をお願いすることもあるやに思いますので、その節はよろしく御対応のほどお願いいたします。

それでは、御退室頂いて結構でございます。長時間にわたりどうもありがとうございました。

(文部科学省、国立美術館、国立文化財機構退室)

○座長 以上で、本ワーキンググループにおいて予定していたヒアリングは終了いたしました。

それでは、続きまして、本ワーキンググループの個別法人の組織の見直しの考え方について取りまとめを行っていきたいと思います。これまで、各回のヒアリングの最後に行っておりました意見集約と、ヒアリングにおける議論の内容等を踏まえ、事務局でたたき台を作成してもらいましたので、それをもとに議論したいと思います。

省庁ごとに事務局から読み上げますので、順次、委員の皆様で議論をお願いいたします。
○事務局 それでは、お手元にお配りしている資料でございます。時間もかなり超過しておりますので、今、座長からは読み上げというお話がありましたが、ポイントだけ説明させていただきます。

統計センターにつきましては、国と一体的に統計に係る業務を行っておりまして、職員がストを起こした場合の影響が非常に大きいことから、公務員身分を維持ということで、単年度管理型の法人にする。ただし、民間委託等を行うことによって業務を精選し、組織のスリム化、実際に純減を図るということによりしております。

それから郵貯機構でございますけれども、こちらはヒアリングを行っておりませんが、郵政民営化前の債務の管理を行っておる法人でございます。この債務がなくなればこの法人の業務自体がなくなる、つまり法人自体がいずれなくなるという意味で、当面は中期目標管理型の法人とするということでございます。

以上でございます。

○座長 総務省所管の2つでございますけれども、御意見ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○座長 特にないということで、それでは、文部科学省所管でお願いします。

○事務局 青少年機構、女性教育会館、教員研修センター、特総研でございますが、ここでは、中期目標管理型法人とするとしております。ただし、教員研修センターについては、国戻しの議論がまだ残っておりまして、また動きがあり次第御相談をさせていただきたいと思っております。

それから、4法人についての間接業務の共同実施でございますが、現在、文科省のほうで法人担当者によるタスクフォースを設置して具体化を図る方針ということでございますので、その方向でさらにもう少し具体的にやりたいと思います。

それから、女性教育会館の内閣府との共管、現在、内閣府等と議論調整中でございます。内容については、ペンディングとさせていただきます。

それから、大学関係でございますが、学位授与機構と財経センターについては、統合するというところでございます。

入試センターにつきましては、大学入試改革の状況を見て、踏まえる必要がある。ただし、将来でございますけれども、国費に依存しない、それから入試自体は、大学は任意に選択しているということを踏まえますと、本法人の役割が変わらないということであれば、

本法人が独法であることの必要性について改めて検証する必要がある。

美術館、博物館等でございますが、中期目標管理型の法人とするとしております。それから自己収入拡大ということで、ここでは料金について書いておりますが、今日の御議論で、開館時間、それから貸し出しとか、もう少し広めに、少し分厚くして修正をしたいと思います。

それからスポーツ振興センターは中期目標管理型法人とする。

学生支援機構は、中期目標管理型法人で、奨学金業務の内部ガバナンスの高度化を図るとしております。

高専については、中期目標管理型法人ということでございます。

以上でございます。

○座長 以上の文部科学省所管の法人につきまして、御意見等ございませんでしょうか。

○委員 すみません、先ほどのお話だと、教員研修センターの国戻しというのは、今回の議論の範囲内に、何か結論、方向性でも出そうな話なのでしょうか。

○事務局 そこは最終的には結論はまだ出ておりませんので、若干留保させて頂ければという趣旨でございます。

○座長 それでは、国戻しに関しては、先方との事務局折衝を前提によりますけれども、それを除きまして、この案文で原則よろしいでしょうか。

○事務局 また御報告させていただきます。

○委員 もし可能でしたら、スポーツ振興センターのところで、実際のヒアリングのときにも議論しましたが、受給団体のガバナンスということで、いろいろありましたので。

○委員 交付先のガバナンスを指導するという。

○委員 ええ。そういう意味では、競技団体に必ずしもそれだけの力がないことは実態ですので、支給している団体へのガバナンスの支援をしっかりと。そのところも含めてやってくださいということは言った方が、国民関心事になりましたので。

○事務局 わかりました。

○座長 よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○事務局 続きまして、厚労省関係でございます。

まず安衛研、労働機構につきまして、これは先方から申し出があったとおりに統合するというところでございます。

勤退機構につきまして、金融業務に係るガバナンスの高度化を図るということでございます。

高障求につきまして、地方にいくつも存在している施設の一元化、合理化を図るということでございます。

福祉医療機構につきまして、これも金融業務をやっておりますので、そのガバナンスの高度化、それから金融庁検査を導入するというところでございます。

のぞみの園については、特に指摘ございません。

JILPTにつきましては、これは統合の御議論も頂きましたけれども、結局単独で残す形にして、かつ労働大学校については国戻しをする方向、厚労省でも国戻しをすると言っておりますので、その方向で一応整理しておりますが、ただここは与党のお考えもございまして、最終的にどういう方向になるかは、また御相談をさせて頂ければと思っております。

それから、国病機構につきましては、これは引き続き独法でということ、ただし役職員身分については、今公務員型でございまして、これを非公務員化するという、それから、先ほどの文化財関係の議論とも少し似ておりますけれども、自己収入で基本的に運営しておりますので、その収益の積立金については、取扱いを弾力化するという、これにしたいと思っております。

PMDAにつきましては、これも引き続き独法形態を維持した上で、現在も人員増に相当の配慮がなされておりますが、それを継続して、体制強化を図るということでございます。

RFOにつきましては、これは来年4月1日に新しい機構に改組される予定でございまして、それに伴いまして、これまで病院運営は民間法人に委託しておりましたが、4月以降は独法の直営になりますので、各病院に対するガバナンスの強化を図るということでございます。なお、地域医療の確保ということが主目的になる法人でございまして、国の本来の役割からすると、その業務を今後ともずっと国でやっていくことが適切かどうかということがございまして、将来的には国の関与をはずす方向で検討を行うということでございます。

GPIFにつきましても、これは当面独法でということでございますが、別途政府の中で議論されております公的資金の有識者会議の提言を踏まえて、このGPIFのあり方については検討するというにしております。

以上でございます。

○座長 御意見ございませんでしょうか。

それでは、厚労省所管の法人に関しまして、この案文で結構だと思います。

(「異議なし」と声あり)

○座長 では次に行きます。経済産業省所管をお願いします。

○事務局 まずRIETIでございまして、3法人統合の観点から本日御議論頂きましたけれども、今回指摘頂いた24年閣議決定を履行できない理由をきっちり説明してもらった上で、単独の独法として残すということにしてはどうかと思っております。

次の工業所有権情報・研修館、これはヒアリングして頂いておりませんが、独法という形でどうかと思っております。

それから、NEXIでございまして、これは政府全額出資の特殊会社へということと、あわせて、貿易再保険特会については廃止をする。それに伴って、国の政策との一体性確保のための措置、その他必要な措置を講じるということにしてはどうかと思っております。

NITEでございまして、これは化学物質関連の条約の関係で、やはり役職員に公務員身分

を付与することが不可欠でございますので、単年度管理型の法人にするということにして
ございます。

JETROは、地方事務所や海外事務所について、他法人との共有化・近接化を進めていくと
いうことでございます。

IPAにつきましては、先ほどのRIETIと同じで、単独で残す理屈をしっかりと説明できるよ
うにしてもらうこと、及び産総研、更には総務省のNICTとの連携強化を進めていくという
ことでございます。

JOGMECにつきましては、リスクマネーの供給業務の関連で、金融ガバナンスの高度化を
図るということでございます。

最後、中小機構でございますけれども、中小企業大学校業務につきまして、宿泊研修施
設のあり方、今後も国として保有する必要があるのかについて検討を行うこととしてはど
うかということと、金融業務をやっておりますので、ガバナンスの高度化及び金融庁検
査を導入するということでございます。

以上です。

○座長 ありがとうございます。

それでは、この経済産業省所管について、御意見ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○座長 それでは、ただいま皆様から頂いた御意見は、事務局において整理し、反映頂く
とともに、各法人の見直しの内容の根拠や背景等を必要に応じて加筆するようにお願いを
いたします。その後、私の方で確認を行った上で、改めて皆様に内容を御確認頂き、最終
的にワーキングとしての見直しの考え方を取りまとめたいと思います。その際、皆様御多
忙かと存じますので、適宜メールやFAXを活用したいと思っておりますので、よろしくお願
いいたします。

委員の皆様には、これまで長時間にわたり御対応頂きありがとうございました。年末の
取りまとめに向けて、引き続き御協力のほどよろしくお願い致します。